

○社会保障審議会運営規則
(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

一 社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十条の規定に基づき、この規則を制定する。

第一条(会議)
社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、会長が召集する。

二 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

三 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

四 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

第二条(審議会の部会の設置)
審議会には、必要があるとき、審議会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。以下本条から第四条までにおいて同じ。

三 会長は、必要があるとき、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

三 諮問の付議)
会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けるときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

第四条(分科会及び部会の議決)
分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第五条(審議会の公開)
審議会は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、審議会を非公開とすることができる。

二 会長は、審議会における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第六条(議事録)
議事録は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 記載するものとする。議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 記載するものとする。議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 記載するものとする。議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 記載するものとする。議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 記載するものとする。議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、審議会を非公開とする。

二 議事録の全部又は一部を非公開とする。ただし、審議会が審議する事項の全部又は一部を非公開とする。

三 前項の規定により審議会を非公開とした部分については、議事要旨を場合には、これを公開するものとする。

三 審議会を非公開とするものとする。

七 分科会及び部会の設置等)
分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

二 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

三 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

四 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

八 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

九 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。

六 分科会及び部会の設置は、必要があるとき、分科会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。